懲戒処分の指針について

標準例一覧

		(新年的) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		T	ı	
		事 由	免職	停職	減給	戒告
	(1)	欠勤				
		ア 10日以内			•	•
		イ 11日以上20日以内		•	•	
		ウ 21日以上	•	•		
	(2)	遅刻・早退				•
	(3)	休暇の虚偽申請			•	•
	(4)	勤務態度不良			•	•
	(5)	職場内秩序を乱す行為				
		ア暴行		•	•	
		イ 暴言			•	•
	(6)	虚偽報告			•	•
1	(7)	違法な職員団体活動				
		ア単純参加			•	•
		イ あおり・そそのかし	•	•		
般 服	(8)	秘密漏えい				
務		ア 故意の秘密漏えい	•	•		
関係		自己の不正な利益を図る目的	•			
		イ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい		•	•	•
	(9)	政治的目的を有する文書の配布				•
	(10))兼業の承認等を得る手続のけ怠			•	•
	(11))入札談合等に関与する行為	•	•		
	(12))個人の秘密情報の目的外収集			•	•
		<u> </u> セクシュアル・ハラスメント				
		ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的 関係・わいせつな行為	•	•		
		イ 意に反することを認識の上での性的な言動の繰				
		り返し		•	•	
		執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重 積による精神疾患に罹患	•	•		
		ウ 意に反することを認識の上での性的な言動			•	•
2 公金官物取扱い	(1)		•			
	(2)	窃取	•			
	(3)	詐取	•			
	(4)	紛失				•
	(5)	盗難				•
	(6)	官物損壞			•	•
	(7)	失火				•
	(8)	諸給与の違法支払・不適正受給			•	•
	(9)	公金官物処理不適正			•	•
	(10))コンピュータの不適正使用			•	•

	•	事 由	免職	停職	減給	戒告
3 公務外非行関係	(1)	放火	•			
	(2)	殺人	•			
	(3)	傷害		•	•	
	(4)	暴行・けんか			•	•
	(5)	器物損壞			•	•
		横領				
		ア横領	•	•		
		イ 遺失物等横領			•	•
	(7)	窃盗・強盗 ニューニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニー				
		ア 窃盗	•	•		
		イ 強盗	•			
	<u> </u>	詐欺・恐喝	•	•		
	(9)	賭博			_	_
		ア賭博		_	•	•
	(4.5)	イ 常習賭博		•		
	(10) 麻薬等の所持等					
	(11) 酩酊による粗野な言動等					
	(12) 淫行			•		
	(13) 痴漢行為					
	(14) 盗撮行為 (1) 飲酒運転			•	_	
		ア酒酔い				
4		人身事故あり				
於行		イ 酒気帯び				
飲酒		人身事故あり				
運		措置義務違反あり	•			
転•		ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同				
交		乗行為等				
通事		※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関	与の程	度等を考	慮し決定	主
故	(2)	飲酒運転以外での人身事故	_	_	_	
・交通法規違反		ア死亡又は重篤な傷害	•	•	•	
		措置義務違反あり	•	•	_	_
		イ 傷害		_	•	•
	(-)	措置義務違反あり		•	•	
	(3)	飲酒運転以外の交通法規違反		_	_	_
		著しい速度超過等悪質な交通法規違反		•	•	•
	(3)	物損・措置義務違反あり		•	•	
5 _{責 監}		指導監督不適正				
任督	(2)	非行の隠ぺい、黙認		•	•	

(注) 地方公務員倫理法等に違反する行為に関する懲戒処分については、ここに掲げたものと 異なる取扱いがなされる部分があります。

【参考】懲戒処分の主な随伴効果について

			∵ ≪∧	 /-
	免 職	停職	減給	戒告
期末·勤勉 手当	までの間に免職 処分された場	・基準日に停職・基準日に停職・動手準日に停職・動手準日にをでいる。・動手をはいる。・動きをはいる。・動きをはいる。・動はいいる。・動は、動物では、動物では、動物では、動物では、動物では、動物では、大きないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・勤勉手当の成績 率が標準より低い 割合で決定	・勤勉手当の成績率が標準より低い割合で決定
退職手当	支給 ※ただし、非違	・停職期間の月数 の2分の1に相当 する月数を算定の 基礎となる在職期 間から除算		
昇任		・本部の課長級相 当以上について処 分後2年間(その 他は1年間)は昇 任不可	・本部課長級相当 以上について処分 後1年6月間(その 他は1年間)は昇任 不可	・処分後1年間は 昇任不可
昇格		・処分後1年間は昇 格不可	・処分後1年間は 昇格不可	・処分後1年間は 昇格不可
昇給		・昇給区分が最下 位	・昇給区分(全5区分)が下位2区分のいずれか	・昇給区分(全5区分)が下位2区分のいずれか